

令和5年度 第12回 諏訪市農業委員会 議事録

第12回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

公表用

- 1 日 時 令和6年3月22日(金曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員数
- | | |
|------|-----------|
| 農業委員 | 12名 |
| 会 長 | 12番 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 3番 矢崎 勝美 |
| 会長代理 | 10番 宮坂 廣司 |
| | 1番 飯田 吉三 |
| | 2番 小松 眞知男 |
| | 4番 溝口 喜視 |
| | 5番 一ノ瀬 和廣 |
| | 6番 濱 幸彦 |
| | 7番 藤森 正一 |
| | 8番 日達 誉子 |
| | 9番 岩波 恵理子 |
| | 11番 藤森 紀保 |
- 農地利用最適化推進委員 8名
- | |
|-------|
| 藤森 善雄 |
| 松木 敏文 |
| 宮坂 誠一 |
| 藤森 英幸 |
| 關 千春 |
| 矢澤 直治 |
| 伊藤 賢次 |
| 藤森 芳樹 |
- 4 欠席委員
- 農地利用最適化推進委員 1名
- | |
|-------|
| 小松 賢次 |
|-------|
- 5 農業委員会事務局
- | | |
|----------|-------|
| 局 長 | 小平 茂徳 |
| 次 長 | 藤森 秀 |
| 主 査 | 大杉 武史 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
- 5 署名委員
- | | |
|----|-------|
| 7番 | 藤森 正一 |
| 8番 | 日達 誉子 |
- 7 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は適正に行われている(該当議案なし)。

○委員会成立報告	
事務局 小平茂徳 局長	会議に先立ちまして、市の4月1日付け人事異動により農業委員会事務局に迎えることとなる職員の自己紹介をさせていただきます。
雨宮寛之 参事	4月1日より事務局長を拝命します雨宮と申します。社会福祉課からの異動ですが、20年ほど前に事務局に在籍したことがあります。当時と比べまして、社会情勢は変わりましたし、農地法も改正されたと聞いております。また一から勉強となりますが、皆様と協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
荒牧幸治 主事	4月1日より異動となります荒牧と申します。建設課からの異動ですが、農業関係の課所は初めてですので、皆様に教えていただきながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。
事務局 小平茂徳 局長	これより令和5年度第12回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日欠席農業委員はいません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 欠席農地利用最適化推進委員は、小松賢次委員です。出席委員は8名となります。
○議事録署名人の指名	
事務局 小平茂徳 局長	諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に7番の藤森正一委員、8番の日達營子委員を指名します。
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	皆様ご苦労様です。例年になく、3月に入っても雪が降る日が多く、今夜から明日にかけても心配されるところです。この暖かさが夏にはどうなるのか気になるところでもあります。先月は欠席をさせていただき失礼しました。私の母とコロナ感染症に罹りまして、症状はなかったのですが、まだコロナもインフルエンザも流行っておりますので皆様もお気を付けください。 それでは早速、審議を始めさせていただきます。 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、No.23 湖南の件について、説明をお願いします。

○議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について	
推進委員 藤森英幸 委員	(No.23) 所在は大字湖南字神田通〇〇番〇、〇〇番〇。地目は台帳、現況とも田。面積は、合計〇〇㎡。契約内容は、〇〇円の売買。譲渡人は〇〇さん、高齢、手不足で耕作困難との理由。譲受人は〇〇の〇〇さんで、今回の地域に他にも田をお持ちで耕作しておりますが、規模の拡大を図りたいという理由です。
小泉幸善 会長	No.24もNo.23の近くであり、譲受人が同一であるため併せて説明をお願いします。
推進委員 藤森英幸 委員	(No.24) 所在は大字湖南字高ビタ通〇〇番〇、〇〇番〇。地目は台帳、現況とも田。面積は、合計〇〇㎡。契約内容は、〇〇円の売買。譲渡人は〇〇県〇〇市の〇〇さん、父親から相続しましたが、遠方在住で耕作困難との理由。譲受人はNo.23と同様、〇〇さんで、規模の拡大を図りたいという理由です。
小泉幸善 会長	この2件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
A委員	No.24について、これまで耕作していた人がいると思うが、譲り受け後は本人自ら耕作するのか。
推進委員 藤森英幸 委員	譲り受け後の耕作を誰がするかについては、これまでの耕作者と譲受人との間で、今後話し合う予定です。

小泉幸善 会長	<p>No.23について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>No.24について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、No.25 湖南の件の説明をお願いします。</p>
推進委員 藤森英幸 委員	<p>(No.25)</p> <p>所在は湖南字鬼久保〇〇番〇、字シナバ〇〇番〇。地目は、〇〇番〇について台帳が原野、現況が畑。〇〇番〇について台帳が田、現況が畑。面積は合計〇〇㎡。契約内容は贈与。譲渡人は〇〇県〇〇市の〇〇さん、遠方在住により耕作困難との理由。譲受人は〇〇さん、営農の規模拡大を図りたいとの理由。譲渡人の甥が譲受人という関係です。</p> <p>譲り受け後について、〇〇番〇は蕎麦を作り、〇〇番〇についてはアスパラガスを作る計画となっています。</p>
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
B委員	現況が畑とのことだが、現在の耕作者が譲受人であるのか。
推進委員 藤森英幸 委員	現在は、それぞれ別の方が草刈等の管理をしています。
小泉幸善 会長	<p>No.25について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、6ページ No.26 湖南の件の説明をお願いします。</p>
推進委員 藤森英幸 委員	<p>(No.26)</p> <p>所在は大字湖南字中之平〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇。地目は台帳、現況ともに畑。面積は合計〇〇㎡。契約内容は贈与。譲渡人は、〇〇さん、高齢により耕作困難との理由。譲受人は、〇〇さん、申請地付近に畑があつてトウモロコシなどの野菜を作っており、規模拡大が理由。</p>
小泉幸善 会長	下限面積が撤廃され、こうした申請が増えてきましたが、農地を取得していただく以上、耕作をしていただくこととなりますので、そういった観点で審議をお願いします。
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>No.26について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、7ページ 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について No.6 湖南の件について、説明をお願いします。</p>

○議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

推進委員 藤森芳樹 委員	<p>(No.6)</p> <p>所在は大字湖南字城下〇〇番〇。</p> <p>[場所の説明]</p> <p>地目は台帳、現況ともに田ですが、不耕作地です。面積は〇〇㎡。申請地の筆全体の面積は〇〇㎡ですが、〇〇㎡については平成〇〇年に駐車場として農地転用許可済みとなっています。申請目的は駐車場と資材置場で〇台分の駐車場とコンテナを設置し、隣接する〇〇(法人)に貸し付けます。申請人は〇〇さん、〇〇さんでご兄弟です。</p> <p>申請人は、平成〇〇年に農地転用許可を受けたのが、申請地全体であると認識し残りの部分も駐車場及び資材置場とするため、碎石を敷きましたが、調べてみると今回の申請地は許可を受けていないことが判明しました。許可を受けていないにも拘らず碎石を敷いてしまったことについて申請人より顛末書が添付されております。</p> <p>雨水については地下浸透処理とし、西側の住宅地への影響はほとんどないものと考えます。また、東側の許可済みの部分は現在も駐車場として使用され</p>
-----------------	--

	ていますが、完了報告書は未提出なので今回、許可を受けた分と併せて提出される見込みです。賃料については年間〇〇円となります。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
C委員	既に碎石を敷いてしまった部分は、いったん現況復旧するのか。
小泉幸善 会長	既に着手した内容が許可申請内容と同一の場合で、かつ許可相当であると判断される場合には、いったん現況まで復旧することまでは求めなくて良いと考える。 以前、農振農用地が駐車場となっていたケースがあり、そういった場合には農振除外としてアスファルトを剥がすなど、農地に戻してもらおうようにしている。
D委員	顛末書等の内容によっては、現況復旧まで求めることを考えても良いのではないか。何でも顛末書さえ書けば許されるという風潮は良くないと考える。
小泉幸善 会長	今回の顛末書について、仕方ないと思えるような内容と言えるか。
事務局 大杉武史 主査	顛末書には、当該地の管理を申請人の父一人がしていた状況で、父からは転用許可を受けているということのみ知らされており、許可書も手元に残っておらず、土地全体について許可を受けていると認識していた、とあります。
小泉幸善 会長	顛末書の内容よっての対応について意識統一すべきとも考えるが、今回の件については、やむを得なかったと言って良いと思われる。今後においては、確認委員が顛末書の内容についてやむを得ない事情かどうか判断していくということで対応を統一したい。
小泉幸善 会長	この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、8ページ、No.7 中洲の件について、説明をお願いします。
3番 矢崎勝美 委員	(No.7) 所在は大字中洲字〇〇番〇、〇〇番〇。面積は合計〇〇㎡。地目について台帳は田、現況は畑です。 〔場所の説明〕 この〇〇地区については転用が進んでおり、住宅が建っている土地が多い中で、残っていた農地の転用の申請となります。今回、〇〇市にお住いの〇〇さんが自身で耕作していた畑に自分の住宅を建てるという申請内容となります。これまで家庭菜園程度のこの畑で耕作をしてきたとのことですが元々、諏訪市に移住したいという希望があったようです。 木造平家建て1棟の工事内容です。 〔資金計画の確認〕 周辺は住宅地となっていますので、転用による日当たり等の周囲への影響はほとんどないものと考えられます。雑排水は公共下水道へ接続し、雨水の処理等についても地元区長への確約書が提出されています。
小泉幸善 会長	転用面積〇〇㎡に対して建築面積はどのくらいか。
事務局 大杉武史 主査	木造平家建ての建築面積が〇〇㎡、物置の面積が〇〇㎡の計画となっています。
小泉幸善 会長	この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、9ページ 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について No.49 中洲の件について、説明をお願いします。

○議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

8番 日達誉子 委員	(No.49) 所在は大字中洲字曾根田〇〇番。地目について台帳は田、現況は不耕作です。面積は合計〇〇㎡。 〔場所の説明〕 申請目的は共同住宅で、3階建2棟の計画となっています。
---------------	---

	<p>譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇(法人)です。契約内容は〇〇円の売買。契約の経緯は、譲受人が諏訪市内で共同住宅用地を探していたところ、譲渡人が遠方に住んでいる関係で管理が困難な農地があり手放したいという情報を得て、売買することとなったことによるものです。申請地が2種農地に該当するため、他にも候補地を選定しましたが、譲渡する意思がないということで断念したということです。</p> <p>周辺については、三方が道路、一方が駐車場で隣接する農地はないので、近隣農地への影響はありません。西側と東側に水路があり、占用するかどうかについては現在、市と協議中となっています。汚水は公共下水道に接続し、雨水については集水桝を設置の上、地下浸透で処理します。なお地元区長とは協議済みです。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、10ページ、No.50 四賀の件の説明をお願いします。</p>
推進委員 伊藤賢次 委員	<p>(No.50)</p> <p>所在は大字四賀字山ノ免〇〇番〇。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>地目は台帳、現況とも田。面積は〇〇㎡。申請目的は住宅で、2階建1棟の計画となっています。</p> <p>契約内容は使用貸借権設定です。貸付人は〇〇さん、〇〇さん。借受人は〇〇市の〇〇さん、〇〇さん。〇〇さんと〇〇さんが親子関係です。借受人は現在、〇〇市に住んでいますが、今後を見据えて実家の近くで家建てられる場所を探しておりましたところ、貸付人が所有する農地に建てることとなり、今回の申請となりました。二世帯住宅を計画しています。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>周囲の状況について、南側と西側は市道に面しており、東側と北側にはL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぎますので、農地への影響はほとんどないものと考えられます。なお面している農地については貸付人所有です。雑排水は公共下水道に接続し、雨水は敷地内で地下浸透処理します。境界については立会確認済みとなっており、また地元区長の同意も得られております。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
B委員	<p>建築面積はどのくらいか。二世帯住宅ということで2階にも水道を引くのか。</p>
推進委員 伊藤賢次 委員	<p>建築面積は〇〇㎡の計画となっています。2階にも水道を敷設します。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、11ページ、No.51 渋崎の件の説明をお願いします。</p>
10番 宮坂廣司 委員	<p>(No.51)</p> <p>所在は渋崎〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇。地目について台帳は田、現況はりんごの果樹園となっています。面積は合計〇〇㎡。申請目的は駐車場と廃車の資材置場で、車両〇〇台、トラック〇〇台、廃車〇〇台程度の計画となっております。譲渡人は〇〇さんで果樹農家です。譲渡人は〇〇さんです。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>現在、廃車等を置いてある場所の隣地が今回の申請地となります。</p> <p>契約内容は、〇〇円の売買です。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p>

	隣接地については、北側に住宅とソーラーパネルがあり、南側は道路なので農地への影響はほとんどないものと考えられます。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件を許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、議案第34号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、説明をお願いします。

○議案第34号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	
事務局 藤森秀 次長	<p>本日、上程させていただきました農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)については、現在の指針の期間が今年度末までとなっていることから、令和6年度以降についての指針を策定するものです。期間更新のみならず、指針の内容の見直しについてご審議いただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>本指針については、第1から第3まで、大きく分けて3つの部分に分かれております。農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、全国の各農業委員会で策定することとされていることから、全国農業会議所において参考文例が示されております。当市のこれまでの指針においても参考文例を参考にしてきたことから、今回の指針案についても同様としたほか、同規模自治体等の指針の表現も参考にしています。</p> <p>まず、第1基本的な考え方のポイントとしましては2段落目において、諏訪市においては、平地と中山間があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっていると、3段落目で特に中山間において遊休農地の発生が懸念されていることから、地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があるとしています。以上のような観点から4段落目において、諏訪市農業委員会として具体的な目標と推進方法等を以降で定めるとしています。なお、5段落目ではこの指針の根拠法令を示し、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしています。</p> <p>第2具体的な目標、推進方法及び評価方法についてですが、3年間の数値目標を示していることが確認できます。管内の農地面積は令和6年3月時点の現状が867ha、令和9年3月時点の見込みが852haです。15ha 減となっているのは、転用面積が年平均で5haであることによります。</p> <p>第2における1番目の目標項目である遊休農地の解消面積については、現状22ha に対し、見込みを19ha としております。1年間で1ha ずつ、パーセンテージで0.1ポイントずつの減少を目標とするものです。具体的な推進方法として、利用状況調査と利用意向調査の実施はもとより、現場確認等については利用状況調査の時期に拘わらず日常的に実施するとさせていただきました。評価方法については、遊休農地の割合で評価するとしています。</p> <p>2番目の目標項目である農地利用集積については、現状227ha に対し、見込みを230ha としています。1年間で1ha ずつの増加を目標とするものです。具体的な推進方法として、地域計画の策定と見直しや中間管理機構等との連携などを挙げさせていただきました。評価方法については、農地の集積率で評価するとしています。</p> <p>3番目の目標項目である新規参入の促進については、現状0経営体に対し、見込みを毎年度1経営体としています。具体的な推進方法として、関係機関との連携や新規就農フェア等への参加などを挙げさせていただきました。評価方法については、新規参入者数で評価するとしています。</p> <p>第3地域計画の目標を達成するための役割についてですが、市長部局において策定される地域計画に基づき、農業委員会は日常の見守り活動による農地の適正利用の確認であったり、農地の利用調整やマッチングであったり、</p>

	地域計画の定期的な見直しに協力する役割を担うことを挙げさせていただいています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
E委員	第2に記載される現状の農地面積の根拠は。
事務局 藤森秀 次長	農地面積については、毎年度末現在において県へ報告する数値を記載しています。
E委員	指針の記述の中に、地域計画の見直しという表現が出てくる理由は。諏訪市においてはまだ策定されていないので違和感がある。
事務局 藤森秀 次長	確かに当市においては地域計画の策定が完了していないので、第3においては、「諏訪市において作成される」としています。また、今回提案の指針が令和8年度末までのものであり、策定期限より後年度を含むことから、策定後においては見直しが必要という意味でこのように記載させていただきました。
B委員	意見として、農地の集積について、集積したものの担い手の高齢化等により管理が難しくなるといったデメリットもある点を意識する必要があると思う。 質問として、所有者不明農地についての記述があるが、諏訪市において事例はあるか。
事務局 藤森秀 次長	所有者等を確認することができない農地については、農地中間管理機構等から調査の申請がされると農業委員会は調査を実施することとされておりますが、これまで諏訪市において申請があつて調査に至った例はありません。
F委員	遊休農地の解消の項目に、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農業委員会サポートシステム反映するといった記述があるが、これはタブレット機の活用を想定しているのか。
事務局 藤森秀 次長	お見込みのとおりです。
小泉幸善 会長	この件について原案どおりとしてよいという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、報告第5号 電気事業者による架空地線劣化張替工事に伴う仮設作業敷の設置について、説明をお願いします。

○報告第5号 電気事業者による架空地線劣化張替工事に伴う仮設作業敷の設置について	
事務局 大杉武史 主査	電気事業者による電線張替工事等により農地を一時転用等する場合には、許可申請に代えて農業委員会への届出が必要となります。今回、これに該当する届出がありましたので報告します。 所在は大字湖南字上ノ平〇〇番、〇〇番。 〔場所の説明〕 地目について、台帳は畑、現況は不耕作。面積はいずれの筆も内数で、合計199.04㎡。申請目的は、鉄板、ゴムマット、休憩小屋1棟、仮設トイレ1棟の設置。施工時期は令和6年4月22日から5月30日です。土地所有者は〇〇さん、〇〇さん。電気事業者は〇〇(法人)です。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について、農業委員会は報告を受けました。 続いて、報告第6号 令和6年度最適化活動の目標設定について、説明をお願いします。

○報告第6号 令和6年度最適化活動の目標設定について	
事務局 藤森秀 次長	<p>本件については、公表及び県へ報告する前に、農業委員会へ報告することとされております。なお、事前に県農業会議による確認が求められていることについてもご承知いただければと思います。</p> <p>最適化活動の目標設定については指定様式により公表されます。様式上、記載内容は2つの部分に分かれます。まず、Ⅰ農業委員会の状況について説明を加える点として、耕地面積は農水省が指定する統計数値となります。</p> <p>Ⅱ最適化活動の目標についてですが、1の成果目標については、まず現状を記載した上で目標を記載する形となります。農地の集積に関して、市の集積目標年度が令和10年度であり、また集積率の目標が55%とされておりますので、現状を踏まえこの目標を達成するためには1年度間で21haの集積が必要となります。</p> <p>遊休農地の解消に関する目標は、令和3年度から5年度間で設定されており、緑区分の単年度の解消目標面積は3.06haです。</p> <p>新規参入の促進の目標については、権利移動面積から算出する指示で、過去の直近3年度間の権利移動面積の1割以上となり、0.69haの新規参入が目標となります。</p> <p>続いて、2の活動目標についてですが、日数目標はこれまでと変えずに1人当たりの活動日数を月10日とさせていただきます。また活動強化月間は、例年と同様に7月、9月、1月に実施と設定し、新規参入相談会への参加目標は1回参加を目標としています。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について、農業委員会は報告を受けました。</p> <p>以上で、本日の議事は終了となります。</p> <p>議事以外のその他について事務局からお願いします。</p>

○その他	
事務局 大杉武史 主査	<p>令和6年度諏訪市農作業標準労賃・機械作業料金が決定しましたので情報共有します。県の標準単価が上がったことに伴い、全体的に増額となっております。</p> <p>市内で営農型太陽光発電を営んでいる事業者から、定期の事業報告がありました。〇〇の栽培面積が〇〇㎡、〇〇の栽培面積が〇〇㎡で営農していますが、2月末時点の生産状況報告について、〇〇の地域の平均単収〇〇kgの8割〇〇kgが目標のところ〇〇kgと報告されております。用水路から大量の漏水があったことを理由としています。〇〇に関しては、地域の平均単収〇〇kgの8割〇〇kgの目標に対し〇〇kgとの報告ですが、栽培〇年目であり、収穫期が〇月から〇月であることから年間で考えると目標を達成する見込みとされています。事業者としては〇〇の栽培を増やしていきたい意向が伝えられています。</p>
小泉幸善 会長	<p>営農型太陽光発電の報告の件で今後、半分以上を〇〇栽培に切り替えることが想定される。そうなると作付けの変更届が必要になると思われる。</p> <p>〇〇の収穫量はこのところ上がってきたが、収入増には繋がっていないので、〇〇栽培を中心に切り替えるということと思う。</p>
D委員	<p>栽培するものを切り替えるであるとか、漏水に対してきちんと対処するであるとか、農業委員会として指導したという実績を残していったほうが良いのではないかと思う。</p>
小泉幸善 会長	<p>常設審議会の意見交換において質問の機会があったので、営農型太陽光発電事業に関して県からも事業者に対して指導してほしいと要望した経過がある。県としてそのように対応するとの回答はいただいたところである。</p>

E委員	単収が上がらない事情や作物の切り替えなどについて、事業者を呼んで話をしたらどうか。また、5月には委員改選となるので、この案件については引継ぎをきちんとしなければいけないと思う。
小泉幸善 会長	営農型太陽光発電に関するガイドラインが改正等され、この春から適用になる。その地域で作っていないものを営農型で作付ける要件が厳しくなるなど、今後の営農型太陽光発電を巡る動向について注目し対応していくこととする。
G委員	〇〇についての販路拡大も課題と思う。
小泉幸善 会長	収穫時期の関係もあるが、販売量等の報告も受けたいところである。ただ、国としては収穫量をメインとして捉えており、売上や収益については問わず、収穫量と品質が問われる形である。
事務局 小平茂徳 局長	県からも指導していただくよう要望した経過はあるが、加えて実際に現地に来ていただいた上で県と一緒に指導していくといったことも必要と思う。
事務局 藤森秀 次長	委員改選関連ですが、去る3月14日の市議会最終日において、次期の農業委員の議会同意案件が上程され、12名の選任について議決されましたことを報告します。 ここで、今月末をもって事務局から異動となる職員よりそれぞれあいさつをいただきます。
事務局 細川光洋 主事	4月に環境課に異動となります細川です。3年間、事務局職員として皆様にお世話になりました。市の職員として最初の配属が農林課でした。最初は分からないことだらけでご迷惑をお掛けしましたが、何とかここまで務めることができました。後任者にはしっかりと引き継ぎしますが、滞りなく業務が進むよう皆様のご協力をよろしくお願いします。3年間、ありがとうございました。
事務局 小平茂徳 局長	4月に異動となりますが、農業委員会事務局には4年間お世話になりました。ちょうどコロナ感染症の時期であり、地区会や飲食を伴うことができなくなったり、総会も換気をしながらであったりと委員の皆様におかれましては委員として活動するにあたり厳しい状況であったことと存じます。この間、下限面積の撤廃などがあり制度が複雑化したこと、またタブレットを活用した最適化活動や地域計画策定などは職員体制の関係で思うように進まなかった時期もあり、何かと心苦しいばかりでした。地域計画に関しては、ようやく職員体制が整ってから目標地図素案の作成が進展し、来年度に実施する地域での話し合いの実施の準備までこぎつけましたが、引き続き皆様のご協力をお願いします。広域連合に異動となっても同じ庁舎内におりますので、また色々ご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。4年間、本当にありがとうございました。 長時間にわたりまして慎重審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして第12回の農業委員会を閉会とします。ありがとうございました。